

新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業個別接種協力金交付要綱

令和3年7月30日
福祉保健部健康増進課

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルスワクチンの接種を早期に完了させるため、予算で定めるところにより、医療機関に対して新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業実施要領（令和3年7月30日定め。以下「実施要領」という。）に定める協力金（以下、「協力金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 前条の協力金の交付の対象は、実施要領の第2の事業内容に定める条件で個別接種を実施する医療機関とする。

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、別表のとおりとする。

(請求手続)

第4条 協力金の請求は、医療機関が別記様式1に様式2及び様式3のうち該当するものを添えて、県が別に提示する対象事業期間ごとに県に提出して行うものとする。

(交付の決定)

第5条 県は、前条の請求があったときは、当該請求に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該請求に係る協力金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、請求の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 県は、前項の場合において必要があるときは、協力金の請求に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることがある。

3 県は、前2項に定める交付の決定と併せて額の確定をし、医療機関に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 交付の決定においては、関係書類の保存について、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておくことを条件とする。

(交付の方法)

第7条 県は、第5条第3項の規定により確定した協力金の額について、当該交付の決定を受けた医療機関から事前に申出のあった金融機関の口座へ口座振替の方法により、精算払をするものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。また、疑義が生じた場合又はこの要綱に定めのない事項については、協議の上定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月30日から施行し、令和3年度の予算に係る新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業協力金に適用する。

別表（第3条関係）

事業区分	交付額	備考
実施要領第2の1の(1) (診療所における接種体制確保協力金)		
(ア) 週100回以上の接種を令和3年5月9日から7月末まで、8・9月、10・11月のそれぞれの期間で4週間以上行う場合	接種回数に対して回数当たり2,000円	
(イ) 週150回以上の接種を令和3年5月9日から7月末まで、8・9月、10・11月のそれぞれの期間で4週間以上行う場合	接種回数に対して回数当たり3,000円	
(ウ) 50回以上/日の接種を行った場合	1日：10万円	(ア)及び(イ)の要件を満たさない週に属する日に限る。
実施要領第2の1の(2) (病院における接種体制確保協力金)		
(ア) 50回以上/日の接種を行った場合	1日：10万円	
(イ) 病院が特別な接種体制を確保した場合であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月末まで、8・9月、10・11月のそれぞれの期間で4週間以上ある場合	医師： 1人1時間当たり7,550円 看護師等 1人1時間当たり2,760円	
実施要領第2の1の(3) (休診日接種協力金)	1日：15万円 半日：7.5万円	1日は正午をまたぐ6時間以上の場合とし、半日は3時間以上とする。